

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

イギリスの公益信託における公益概念

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1133

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



イギリスの公益信託における公益概念

植田 淳

- I はじめに
- II イギリス法における公益信託と公益概念
- III 救 貧
- IV 教育の振興
- V 宗教の振興
- VI その他の公益目的
- VII おわりに

I はじめに

今般の公益法人改革によって、わが国の公益法人制度は、大きな変貌を遂げることとなった¹。従来の民法上の公益法人（社団法人・財団法人）は、新制度のもとで、公益社団法人・公益財団法人、および、一般社団法人・一般財団法に分かれることになった。後者は、剰余金分配を目的としない社団・財団について、法人格の取得と公益性判断とを分離し、事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義によって設立される一般的な法人である。これに対し、前者は、行政庁により、公益認定等委員会の関与のもとに公益性が認定された社団法人および財団法人である。今後、具体的な公益性の認定をめぐって、わが国の学界および実務界において、更なる議論が展開されることとなる。また、それを受け、今般の信託法改正で「積み残し」となった公益信託制度の改革についても、その実現に向けた議論が盛んになるであろう²。

1 具体的には、2006年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された3つの法律、すなわち「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「公益法人認定法」という）、および、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定を意味する。詳細については、例えば「特集・新しい非営利法人制度」『ジュリスト』1328号、2頁以下参照。

2 公益信託制度の改革について、付言しておく。旧信託法66条は、祭祀・宗教・慈善・学術・芸術その他公益を目的とする信託を「公益信託」と定義し、従来の民法上の公益法人に類似した規律がなされていたが、新信託法のもとでは、公益信託は、新信託法の規律を直接受けることなく、整備法による改正後の旧信託法（「公益信託ニ関スル法律」）によって規律されることとなる。今後の新しい公益信託制度については、公益法人改革関連諸法と整合的な改革がなされることとなる。以上の点について、例えば、福田政之ほか『詳解新信託法』456—458頁参照。

そこで、本稿では、改めて「公益」とは何かについて考察してみたい。民法旧33条2項は、公益の例として、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教を挙げていたが、その一般的定義は回避されていた。学説は、一般に、公益とは、「不特定多数者の利益となること」を言うとするが、やや曖昧さが残る³。そこで本稿では、ごく最近、法改正があったイギリスの公益信託（charitable trust）を取り上げてみたい。イギリスの公益信託制度における公益概念について考察することによって、わが国の公益法人および公益信託における公益概念の適切な解釈に寄与することが本稿の目的である。

II イギリス法における公益信託と公益概念

(1) 緒 論

イギリス公益信託法のもとでの公益目的（慈善目的；charitable purpose）の定義づけは、1601年慈善ユース法（Charitable Uses Act）の前文に由来し⁴、1891年の判例⁵で、マクノートン卿（Lord Macnaghten）が「4つの類型」として、それを定式化した。前文は、1960年公益法（Charities Act）により廃止されたが、長く制定法上の定義づけはなされず、よって、公益概念は、専ら判例法、および、1993年公益法に基づく「公益登録問題に関する公益委員会」（Charity Commissioners on the Question of the Registration of Charities；以下「公益委員会」という⁶）の決定によって決せられていた⁷。しかし、ごく最近になって、2006年公益法の成立を見ることとなり、制定法上の公益および公益目的の定義づけが、実現した⁸。これについては、後述する⁹。

公益概念の重要性の源泉は、一般の私益信託に対比される公益信託に対して付与される、さまざまな制度上の特典（課税面、永続性の面、確定性の面など）で

3 四宮和夫＝能見善久『民法総則(第7版)』91頁。ただし、今般の公益法人改革の一環として制定された公益法人認定法は、その2条4項において、「公益目的事業」の定義として、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と規定する。「別表」には、23のカテゴリーの事業が列挙されている。

4 Hanbury & Martin, *Modern Equity* (17th ed.), p.398.

5 Commissioners for Special Purposes of Income Tax v. Pemsel [1891] A.C.531.

6 この委員会は、わが国の公益信託における「主務官庁」に相当し、公益・慈善活動の規制と登録を行う。次のウェブ・サイトを参照。<http://www.charity-commission.gov.uk/>

7 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at pp.398-399.

8 <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2006/60050--b.htm>

9 II (6) 参照。

ある。とくに、非課税の特典は、当該信託が、個人の利益に資するものではなく、社会一般の利益、つまり公益に資するものであることを理由に付与される¹⁰。しかし、かつての夜警国家から福祉国家への変貌、および、国民の宗教的信仰の変化など、大きな歴史的変動の中で、必然的に「公益」の概念規定も変貌を迫られることとなった¹¹。

以下では、イギリスの公益信託について考察する。まず、公益信託に付与される制度的特典について略述し、ついで、前述の公益概念に関するマクノートン卿の「4つの類型」、および、2006年公益法が定める「公益目的」について述べる。そして、節を改め、Ⅲ以下において、各々の公益目的の類型について順次考察することとしたい。

(2) 公益信託の特典

イギリス法のもとで、公益信託に付与される制度上の特典としては、以下の4つが挙げられる¹²。

- ① 目的信託性
- ② 目的の不確定性
- ③ 永続性
- ④ 課税面の特典

まず、①であるが、通常の私益信託と異なり、公益信託は、当該信託を強行すべき具体的な受益者を欠いていてもよい（広義の目的信託）¹³。公益信託に基づき受給する者は、イギリス法のもとでは、「受益者」とは扱われず、よって、信託を強行する権能はない¹⁴。信託を強行しうるのは、国王の名のもとに行行為する司

10 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.399.

11 Ibid.

12 Ibid., at pp.400-404; Hayton & Marshall, *Commentary and Cases on the Law of Trusts and Equitable Remedies*, pp.424-428.

13 具体的な受益者を欠いていてもよいのか、あるいは、欠いていなくては、公益信託たりえないのかという問題がある。ここでは、立ち入らないが、わが信託法のもとでの議論として、能見善久『現代信託法』284-285頁を参照されたい。なお、目的信託については、本稿、注101を参照されたい。

14 Charities Act 1993, s.33. なお、わが国の通説も同様に、公益信託の受給者は、受益者ではない、とする。例えば、四宮和夫教授は、「（受給者）は、公益信託の反射的効果として利益を享受するにすぎず、権利として利益を享受するのではない」とされる（『信託法（新版）』308頁）。このような通説に対して、新井誠教授は、受給資格を満たし、受託者から具体的な指定に基づいて受給を受ける者は、受益者と扱われるべきだ（すなわち、債権的な給付受領権のみならず、監督的機能も有する）と主張される（『信託法（第2版）』262-265頁）。

法長官（Attorney-General）である¹⁵。

つぎに、②であるが、いわゆる信託成立のための「三大確定性」（The Three Certainties）のうちのひとつ、「目的の確定性」の要件が緩和されている¹⁶。すなわち、信託目的は、専ら公益を目的とすべきであり、表示された目的が、そのことを確認できない程度に曖昧であってはならないけれども¹⁷、単に「当該信託は、公益（または慈善）を目的とする」という程度の目的確定性があれば足りるとされる¹⁸。このような場合には、裁判所および公益委員会が、ある特定の公益目的のために当該財産の活用計画を策定する権限を有するのである¹⁹。

つぎに、③であるが、これまで伝統的にイギリスの裁判所は、公益信託については、永久拘束禁止則（Rule against Perpetuities）の適用がないとしている²⁰。（これに関しては、いくつかの例外的ルールが存在するが、本稿の目的に鑑み、ここでは立ち入らない²¹。）

最後に、④である。実際上、この特典が最も重要と目されている。まず、公益信託から生ずる所得が公益目的に充当される限り、所得税（income tax）が免除される²²。また、公益信託について生ずるキャピタル・ゲインについては、キャピタル・ゲイン税（capital gains tax）が、非課税である²³。公益信託の設定者が信託設定としてなす贈与・遺贈についても、キャピタル・ゲイン税は、非課税である²⁴。さらに、公益信託における不動産譲渡（conveyance）については、印紙税（stamp duty）が免除される²⁵。

（3）マクノートン卿の「4つの類型」

これまで、イギリス信託法のもとでは、公益性の有無の判断は、当該信託の目的が、前述したマクノートン卿の類型（および、それに基づいて形成された判例

15 Att-Gen v. Wright [1988] 1 W.L.R.164; Att-Gen. v. Cocke [1988] Ch. 414.

16 三大確定性については、次の文献を参照されたい。Snell's Principles of Equity (28th ed.), pp.114-118; 四宮和夫『信託法（新版）』106-107頁。

17 Re Koeppeler's Will Trusts [1986] Ch. 423.

18 Charities Act 1993, s.16.

19 Ibid.

20 Goodman v. Mayor of Saltash (1882) 7 App.Cas. 633 at 642; Att-Gen v. National Provincial and Union Bank Ltd. [1924] A.C. 262 at 266. なお、永久拘束禁止則については、拙稿「わが国における連続受益者型信託——導入可能性に関する基礎的研究——」『信託』180号11-12頁参照。

21 例えば、次の文献を参照されたい。Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at pp.401-403.

22 Income and Corporation Taxes Act 1988, s.505.

23 Taxation of Chargeable Gains Act 1992, s.256.

24 Ibid. s.257.

25 Finance Act 1982, s.129.

法理によって例証される類型)に該当するか否かによって決せられた²⁶。マクノートン卿は、次のように言った。「法的意味における公益は、次の4つの主要な類型から構成される。すなわち、救貧のための信託、教育の振興のための信託、宗教の振興のための信託、および、その他社会一般の利益となる目的のための信託である」²⁷と。この「4つの類型」は、イギリス公益信託法の基礎をなしている。

もっとも、後に、ウィルバーフォース卿 (Lord Wilberforce) が述べたように²⁸、マクノートン卿の「4つの類型」は、あくまで便宜的な分類にすぎず、類型に収まりきらない公益目的も存在しうるし、また、時代とともに社会や政策が変化するにつれて、公益概念も変化しうる。公益委員会は、公益信託の登録に際して、新しい時代に即応した公益目的の認定を行うべく柔軟な立場を採っていると言われる²⁹。すなわち、同委員会は、まず、ある新しい目的が、既に裁判所または同委員会によって認められている目的に類似するかどうかを判断し、その次に、この目的が、社会全体、または、その相当部分にとって真に利益となるか否かを判断する³⁰。また、同委員会は、既存の公益目的を、現代的文脈のもとで解釈することもある³¹。

(4) 「公」の要素と「利益」の要素

マーチン (Jill E. Martin) 教授の次の指摘³²も注目に値する。マクノートン卿の「4つの類型」において、各類型は、2つの要素から成る。すなわち、公益目的は、利益 (benefit) の要素 (例えば、教育の振興など)、および、公共 (public) の要素である。よって、例えば教育の振興という利益を目的とするのに加えて、その利益が、社会全体、または、その相当部分に及ばなくてはならないのである。わが国の学説が言うところの「不特定多数の利益」に相当するものであろう。

(5) 2006年公益法制定の経緯³³

前述の通り、イギリス法のもとでは、これまで制定法上の公益目的に関する定

26 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.405.

27 *Supra*, note 5, at 583.

28 Scottish Burial Reform and Cremation Society Ltd. v. Glasgow Corp. [1968] A.C.138 at 154.

29 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.405.

30 Ibid. ;Charity Commission, RR. 1A: Recognising New Charitable Purposes, October 2001 version.

31 *Ibid.*

32 Hanbury & Martin, *supra* note 4 at pp.405-406.

33 この節の叙述は、次の文献に依拠している。P.H. Pettit, *Equity and the Law of Trusts* (10th ed.), 250-251.

義を欠いていた。このような曖昧な状況に対し、公益性の認定に恣意が入り込み易いとの批判があった。そこで、2001年に首相が公益関連法の見直しを戦略会議（Strategy Unit）に諮問したのを契機に、種々の調査・議論が行われた。その後、法案が作成され、ついに、2006年になって、2006年公益法（Charities Act）の制定を見るに至った。

（6）2006年公益法における公益概念の定義

2006年公益法1条は、「公益」を定義する。すなわち、公益（慈善；charity）とは、専ら公益目的（慈善目的；charitable purpose）のためだけに創設された制度を言う、と³⁴。さらに、同法2条によれば、ここに言う「公益目的」とは、2条2項に列挙された目的であり、かつ、公の利益に資するものを言うと規定する³⁵。同法2条2項が列挙する目的とは、以下の通りである³⁶。

- (a) 貧困の防止または救済 (prevention or relief of poverty)
- (b) 教育の振興 (advancement of education)
- (c) 宗教の振興 (advancement of religion)
- (d) 健康の増進と救命 (advancement of health or the saving of lives)
- (e) 市民社会の発展の促進 (advancement of citizenship or community development)
- (f) 芸術・文化・伝統・科学の振興 (advancement of the arts, culture, heritage or science)
- (g) アマチュアスポーツの振興 (advancement of amateur sport)
- (h) 人権擁護・紛争解決・和解の促進、または、宗教の人種的調和・多様性の中での平等の促進 (advancement of human rights, conflict resolution or reconciliation or the promotion of religious or racial harmony or equality and diversity)
- (i) 環境の保護と改善 (advancement of environmental protection or improvement)
- (j) 若年・高齢・病弱・障害・経済的苦難等により困窮している人々の救済 (relief of those in need by reason of youth, age, ill-health, disability, financial hardship or other disadvantage)
- (k) 動物の福祉の増進 (advancement of animal welfare)
- (l) 軍隊・警察・消防・救命救急サービスの効率性の促進 (promotion of the

34 Charities Act 2006, s.1 (1).

35 Ibid., s.2 (1).

36 Ibid., s.2 (2).

efficiency of the armed forces of the Crown, or of the efficiency of the police, fire and rescue services or ambulance services)

(m) 同法2条4項に該当するその他の目的

以上であるが、(m)に関連して、同条4項は、以上に該当しないが、従来の法のもとで公益目的と認められたものや、これらの目的に類似し、または、同様の精神に基づくとみなすのが合理的である目的も公益目的であるとしている³⁷。

この新しい定義について、ある学説は、従来の法に対して変更を加えたものと言うよりも、むしろ、従来の類型論の柔軟性を維持しつつ、それをより現代化・統合化し、公益目的の内容に関する透明性を高めたものと評価する³⁸。新法の類型は、マクノートン卿の「4つの類型」が、より現代化されたものと評ずることができよう。

新法によるひとつの重要な改正点は、次の点である。すなわち、従来の法においては、救貧、教育の振興、および、宗教の振興については、公益性ありとの推定が生じたのに対し、新法のもとでは、すべての類型について、公益的であることを改めて証明しなければならない³⁹。つまり、2条2項の類型に該当しても、公益性ありとの推定は生じず、公益性を主張する側が、当該信託の目的が公の利益に資するものであることを積極的に立証しなければならないのである⁴⁰。

もうひとつ注意すべきは、以上の類型は、決して閉じた類型（限定列挙型の類型）ではないということである。社会の進展に伴う新しい公益目的の出現を想定しており、この点で旧法と同様である⁴¹。

以下では、以上の新法の類型に従って、公益目的について個別に考察する。

III 救 貧

(1) 貧困と私的慈善

救貧、すなわち、貧困からの救済が、伝統的な公益目的の第一に挙げられる類型である。しかし、貧困の明確な定義は、存在しないし、そもそも時代とともに

37 Ibid., s.2 (4). 本稿VI (11) 参照。

38 R. Pearce & J Stevens, *The Law of Trusts and Equitable Obligations* (4th ed.), p.485.

39 Charities Act 2006, s.2(1); Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.475.

40 この点に関して、私立学校の公益性が問題になりうる。本稿、IV (3) 参照。

41 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at pp.485-486.

その概念が変化しうるという意味で、程度の問題でもある⁴²。この範疇の伝統的な判例は、近代福祉国家が成立し、社会保障制度に基づく種々の給付がなされる以前のものであり、今日における貧困は、このような制度のもとでの受給資格に他ならないと言われる⁴³。しかし、この分野の私的慈善（private charity）は、公的な社会保障制度によって十分にカバーされないギャップを埋める方途として、今日においても有意義であると言われる⁴⁴。

（2）信託の具体例

貧者（the poor）のためになす信託は、公益性が認められる⁴⁵。ここで言う貧者とは、言うまでもなく、特定の貧者ではなく、貧者一般である。ただし、特定の居住区に住む⁴⁶、あるいは、特定の宗教を信仰する⁴⁷貧者集団のための信託や、ある災害の被害者のための信託⁴⁸も、公益性が肯定される。

他方で、労働者のための住居の提供を目的とした信託の公益性は、否定された⁴⁹。特定地域の少年に衣服を提供するための信託も、同様に公益性を否定された⁵⁰。ともに、貧困でない人を排除しえないことが理由とされた。

また、裁量信託（discretionary trust）であり⁵¹、具体的な貧者の選定につき、受託者が絶対的な裁量権を行使するとともに、裁量の行使が受託者に義務づけられているケースも、公益性が認められる⁵²。

IV 教育の振興

（1）教育の意義

ここに言う教育とは、かつては、大学教育を含む学校教育や孤児の教育などを

42 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.408.

43 Ibid.

44 Ibid.

45 *Re Darling* [1896] 1 Ch. 56.

46 *Re Lucas* [1922] 2 Ch. 52.

47 *Re Wall* (1889) 52 Ch.D. 570.

48 *Re North Devon and West Somerset Relief Fund Trust* [1953] 1 W.L.R. 1260.

49 *Re Sanders' Will Trusts* [1954] Ch. 265.

50 *Re Gwyon* [1930] Ch. 255.

51 裁量信託については、例えば、次の文献を参照されたい。拙稿「イギリスにおける裁量信託」『神戸外大論叢』47巻1～4号記念号329-343頁；拙稿「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用——イギリス法を手がかりとして——」『信託』192号24-38頁。

52 *Gibson v. South American Stores (Gath & Chaves) Ltd.* [1950] Ch. 177.

意味した⁵³。よって、学校や大学への寄付（endowment）がこのタイプの信託の典型であった。しかし、現代において、公教育が主流となって以来、教育振興のための信託は、その概念が必然的に幅広いものとなり、文化の振興につながる、ほぼあらゆる形態の教授活動の振興を意味するようになった⁵⁴。

（2）研究活動

研究活動は、教育（とくに大学教育）とは、密接不可分の関係にある。社会に有形的利益をもたらす研究活動（例えば、医学研究など）は、公益性をもつと判断される⁵⁵。しかし、すべての研究活動について公益性が肯定されるわけではない。例えば、フランシス・ベーコンとシェイクスピアの写本の発見と研究のために設定された遺言信託の公益性は、歴史や文学の発展にとってきわめて価値があるとの理由により肯定されたが⁵⁶、単なる知識の増加のみを目的とし、それ自体として公の利益を目的としないものについては、公益性が否定された⁵⁷。もっとも、新法のもとでは、研究活動の多くは、2条2項（f）が規定する「文化・科学の振興」に該当しよう。

（3）私立学校

利益目的の教育機関は、公益性が否定される⁵⁸。よって、現実には、授業料を徴収する学校も、非営利団体として運営されていれば、その結果、公益性が肯定される⁵⁹。しかし、マーチン教授によれば、新法のもとで、教育の振興という目的に公益性の推定が伴わず、別途、当該私立学校の公益性を立証する必要が生ずることとなったため、今後少なからぬ混乱が予想される⁶⁰。

53 Preamble to the Charitable Uses Act of 1601.

54 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.409.

55 Royal College of Surgeons v. National Provincial Bank Ltd. [1952] A.C. 631.

56 Re Hopkins [1965] Ch.669.

57 Re Shaw [1957] 1 W.L.R. 729.

58 Re Girls' Public Day School Trust [1951] Ch. 400.

59 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at p.416.

60 *Ibid.*, at p.475.

V 宗教の振興

(1) 宗教の意義

新法2条3項は、宗教には、多神教や神への信仰を伴わない宗教をも含まれるとする⁶¹。ただし、宗教の要素として、精神的信仰（spiritual belief）が要求される⁶²。よって、倫理に関する諸原則の研究や普及という目的については、宗教としての公益性が否定される⁶³。ディロン判事（Dillon J.）は、その理由として、次のように述べた。「私の見解では、宗教とは、人間の神との関係であり、倫理とは、人間の人間にに対する関係である。これら二つは、同一ではない」⁶⁴と。要するに、信託が公益性をもつためには、宗教の振興が目的でなければならず、これは、すなわち、「広い意味での精神的教え（spiritual teaching）の促進、およびそれが依拠する教義の維持、ならびに、教えを促進し明らかにすることに役立つ儀式を意味する。」⁶⁷

(2) 公益性認定における宗教的寛容

イギリスにおいては、キリスト教の諸宗派の間の公益性認定に関する差別は、解消されており、また近年におけるキリスト教徒以外の宗教信仰者の増加を反映して、一般にキリスト教以外の宗教の扱いも、平等である⁶⁶。前述の新法の規定も、これに配慮している。しかし、神秘的な新興宗教がここに言う「宗教」として、公益性を認められるかどうかは、難問を惹起する⁶⁷。

VI その他の公益目的

(1) 緒論

本節においては、新法で新たに独立の「公益目的」とされたものを取り上げて考察する。ただし、「その他の公益目的」は、マクノートン卿の類型にも存在し

61 Charities Act 2006, s.2 (3) (a).

62 Hanbury & Martin, supra, note 4 at p.416.

63 Re South Place Ethical Society [1980] 1 W.L.R. 1565.

64 Ibid., at 1571.

65 Keren Kayemeth Le Jisroel v. IRC [1931] 2 K.B. 465; affd. [1932] A.C. 650.

66 Hanbury & Martin, supra, note 4 at p.418.

67 Ibid.

たものであるが、新法のもとでも依然存在する。これは、新法のもとでも、公益目的の類型が限定されたものではないことを示している。

(2) 健康の増進と救命

この目的は、1601年慈善ユース法前文に起源を有し、これまでマクノートン卿の類型で、「その他の公益目的」に分類されていたものである⁶⁸。よって、新法制定前から、既に医療目的の信託については、一般に公益性があるとされていた。例えば、信託の受託者がその裁量に基づき、適切と判断した病院へ寄付をなすことを目的とする信託は、公益性があると判断された⁶⁹。伝統的な医療以外の補完的療法の提供を目的とした信託も、その効能が認められれば、公益性が肯定される⁷⁰。

救命もまた、同法前文に由来する。判例に現れた救命目的としては、ボランティア消防団の設立のための信託⁷¹や、救命ボートの団体の設立のための信託⁷²などがある。公益委員会によれば、街灯や防犯カメラの設置、あるいは洪水などの災害を防止するための工事も、この範疇の公益目的であるとされる⁷³。

(3) 市民社会の発展の促進

公益委員会によれば、この目的は、社会および地域社会のインフラを支援・整備するための幅広い目的を含む⁷⁴。新法2条3項は、この目的には、地方および都市の再生 (rural and urban regeneration)、および、市民としての責任意識やボランティア活動の推進などが含まれると規定する⁷⁵。

(4) 芸術・文化・伝統・科学の振興

芸術・その他の文化活動は、旧法のもとでは、マクノートン卿の「4つの類型」のうちの「教育の振興」の延長であると捉えられてきた⁷⁶。例えば、聖歌の演奏

68 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.498.

69 *Re Smith's Will Trusts* [1962] 2 All E.R. 563.

70 Charity Commission, *Commentary on the Descriptions of Charitable Purposes in the Charities Bill* (December 2005), para 12.

71 *Re Workingham Fire Brigade Trusts* [1951] Ch.373.

72 *Re David* (1889) 43 Ch.D. 27.

73 Charity Commission, *supra*, note 70, para 15.

74 *Ibid.*, para 16.

75 Charities Act 2006, s.2, (3)(c).

76 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.502.

を促進するために、聖歌隊の結成と維持を目的とした信託は、公益性があるとされたが、その理由として、控訴院（Court of Appeal）のグリーン判事（Lord Greene M.R.）は、教育の概念を内国歳入庁（Inland Revenue）が主張するように教授活動に限定すべきではないとしたうえで、「芸術感覚の涵養は、文化的な人間の発達において、最も重要なもののひとつである」と述べた⁷⁷。

芸術活動の公益性を認定するうえで、裁判所および公益委員会は、「芸術的価値の要件」を課す。すなわち、信託設定者の意図にかかわらず、芸術的価値のない目的は、公益性が否定される。しかし、何をもって芸術的価値があるとするかについての客観的判断は、きわめて難しい。裁判所は、一般に、専門家の意見を参考にして、芸術的価値の有無を審査する⁷⁸。

（5）アマチュアスポーツの振興

新法2条3項は、スポーツを「心身の技能や活動を通じて健康を増進させる運動」と定義する。ただし、伝統的には、スポーツの振興それ自体が、公益性ありとは判断されなかった。例えば、19世紀の判例では、海上ヨットレースに賞を設ける信託は、公益性が否定された⁷⁹。スポーツそのもの以外に公益的な要素が必要とされた。よって、例えば、学校におけるスポーツの振興は、教育の振興という公益目的につながるとして、公益性が肯定される。例えば、サッカー協会が学校におけるサッカー等のスポーツの振興を目的とする信託を設定した際に、その公益性が争われたが、貴族院（House of Lords）は、これを肯定した⁸⁰。

さらに、近時、公益委員会は、健康増進の手段としてのスポーツに対する国民の関心が高まっていることを認めて、健康のためのスポーツへの地域的な参加を促進する団体について、公益性を認定した⁸¹。

（6）人権擁護・紛争解決・平等の促進

これは、社会の変化を最も反映した、新たな範疇の公益目的である⁸²。

まず、人権擁護という公益目的であるが、これは、「政治目的は公益性が否定

77 Royal Choral Society v. IRC [1943] 2 All E.R. 101.

78 専門家の意見によって、芸術的価値を否定された例として、次の判例を参照。Re Pinion [1965] Ch.85.

79 Charities Act 2006, s.2, (3)(d).

80 Re Nottage [1895] 2 Ch.649, CA.

81 IRC v. McMullen [1981] A.C. 1.

82 Charity Commission RR11—Charitable Status and Sport (April 2003), para 5.

83 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.506.

される」という原則⁸⁴と相矛盾する可能性を孕む。人権擁護活動は、政府の政策に影響を及ぼそうとする点で政治性をもちうるからである。しかし、近時の公益委員会の姿勢は、人権擁護運動に共感的であり、人権侵害の調査、人権侵害の被害者の保護、人権意識の啓発など、具体的な項目を列挙して、人権擁護の促進の公益性を宣言している⁸⁵。

紛争解決の促進という場合の「紛争」とは、国内の紛争および国際的紛争の双方を含むとされる⁸⁶。

次に「宗教的人種的調和および多様性の中での平等の促進」についてであるが、まず、男女平等の促進は、これに該当するとされる⁸⁷。また、近時、公益委員会は、キリスト教、ユダヤ教、および、イスラム教という異なる三つの宗教間の相互理解と調和を目的とした団体について、その公益性を肯定した⁸⁸。

(7) 環境の保護と改善

環境保護は、公益目的に該当する。まず、ナショナル・トラスト (National Trust)は、公益性が認められる⁸⁹。なぜなら、その目的が、「国民の利益のために、美しく、または、歴史的価値のある土地や建造物の永久保存を促進すること」であり、公益に合致するからである⁹⁰。

公益委員会は、これまで、海洋汚染防止の取り組みに公益性を認めたが⁹¹、近時、より一般的に、環境保護には、それ自体として公益性があるとの見解を表明した⁹²。

環境保護に関する有形的な建物や施設などが公益的であるためには、公共のアクセスが保障されていなければならない⁹³。例えば、物のリサイクル（再利用）を促進するための施設やスクラップ置き場の設置・運営は、一般人がそこに物を

84 Hanbury & Martin, *supra*, note 4 at pp.414-415; Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at pp.518-525; *Bowman v. Secular Society* [1917] A.C.406.

85 Charity Commission RR12—The Promotion of Human Rights (January 2005), para 37.

86 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.507.

87 *Ibid.*; *Halpin v. Steear* (27 February, 1976, unreported).

88 Charity Commission Annual Report 2002-2003, p.22.

89 *Re Verrall* [1916] 1 Ch. 100.

90 National Trust Act 1907, s.4 (1). 同法に基づいて、ナショナル・トラストの受託者となるべき特殊法人 (National Trust for Places of Historic Interest or National Beauty) が設立され、一般の寄付により、目的に沿う土地や建造物を購入し、信託財産として保有することによって、自然保護や遺跡保存を行っている。

91 Report of the Charity Commission for England and Wales 1973, para 40.

92 Charity Commission RR1—The Review of the Register of Charities (2001), para B9.

93 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.508.

持ち込める場合に限って公益性が認められる⁹⁴。

政治目的が主の環境団体については、公益性が否定される⁹⁵。

(8) 困窮者の救済

この目的は、伝統的な「救貧」の延長線上にあり、新法では、「若年、高齢、病弱、経済的苦難等による困窮者の救済」を挙げている。この目的には、高齢者・障害者等の困窮者に対する住居や介護の提供が含まれる⁹⁶。この目的は、救貧や健康の促進といった他の公益目的と重複する面がある⁹⁷。

レクリエーション施設の提供も、公益性が認められることがある。1958年レクリエーション公益法（Recreational Charities Act）によれば、レクリエーション施設に公益性が認められるためには、施設が社会福祉のために提供されていなければならない⁹⁸。そして、この要件が満たされたためには、当該施設が、想定される利用者の生活条件の改善を目的としなければならず、かかる利用者は、①若年・高齢・病弱・障害・貧困、または社会的・経済的状況のゆえに、かかる施設を必要とする者、または、②一般公衆または、いずれかの性別の公衆、でなければならない⁹⁹。例えば、一般公衆の利用のためのスケート場の提供は、公益性が肯定された¹⁰⁰。

(9) 動物の福祉の増進

いわゆる徳義上の信託（honorary trust）ないし狭義の目的信託（purpose trust）¹⁰¹は

94 Decision of the Charity Commission for England and Wales, Application for Registration of Recycling in Ottery, April 2002.

95 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.518.

96 Charities Act 2006, s.2, (3)(e).

97 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.509.

98 Recreational Charities Act 1958, s.1.

99 *Ibid.*, s.1 (2).

100 Report of the Charity Commissioners for England and Wales for 1984, para 19.

101 広義では、特定の受益者を定めない信託を「目的信託」と呼ぶ。公益信託も、これに含まれる。公益目的以外の目的のために設定された信託で、かつ特定の受益者が定められていない信託のことを、「徳義上の信託」（honorary trust）または「（狭義の）目的信託」（purpose trust）と呼ぶ。（単に「目的信託」と言う場合には、こちらを指すことが多い。）信託設定者の死後における愛犬の飼育のための信託や、墳墓の維持のための信託がこの例である。公益信託に該当しない限り、一般に受益者を確定しえない信託は無効であるが、イギリス法のもとでは、例外的に徳義上の信託が有効とされることがある。徳義上の信託ないし目的信託については、次の文献を参照されたい。Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at pp.378-383；能見善久・前掲注13、285-288頁；長谷川貞之「準信託としての徳義的信託のわが国への導入可能性」『信託法研究』16号、33頁以下。なお、今般のわが国の信託法の改正においても、一定の要件のもとに、目的信託が認められた。改正信託法第11章、258条以下；福田ほか・前掲注2、34頁参照。

別として、動物一般の福祉の増進を目的とする信託は、公益信託と認められる¹⁰²。人による動物の虐殺を止める運動のための信託は、公益性が肯定された¹⁰³。控訴院のイーディ判事（Eady LJ）は、動物を残酷さから救済することは、人間らしさと道徳心の向上という公益につながると述べた¹⁰⁴。

(10) 軍隊等の効率化の促進

軍隊等の効率化という目的は、マクノートン卿の「4つの類型」の最後の標題のもとで認められてきた¹⁰⁵。例えば、ある連隊のための狩り・クリケット・サッカー等のスポーツ促進のための信託は、公益的であるとされた¹⁰⁶。しかし、裁判所のこうした寛容な態度は、20世紀前半までのものであり、その後は、目的の主要な部分が効率性の促進でなければ、公益性は認められなくなっている。1953年の貴族院判決では、警察官にスポーツや運動の余暇を提供する信託は、公益的ではないと判示された¹⁰⁷。

(11) その他の公益目的

以上に述べたように、新法が列挙する公益目的は数多いが、依然として、それらのカテゴリーに含まれない公益目的が存在する。それは、新法2条4項が、以上に列挙されていない目的であっても、既存の公益関連法のもとで公益目的と認められているものは、公益目的に該当すると規定し¹⁰⁸、さらに、以上の目的に類似し、または、以上の目的と同様の精神に基づくとみなすのが合理的である目的についても公益目的としているからである¹⁰⁹。

一方、「貿易や産業の振興」という目的の公益性が、しばしば問題となる。建設業で働く人々への研修の供与という目的について、公益性を認めた判例¹¹⁰や、農業振興という目的に公益性を認めた判例がある¹¹¹。他方で、農場主への低利融

102 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.512.

103 *Re Wedgewod* [1915] 1 Ch.113.

104 *Ibid.*

105 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.513.

106 *Re Gray* [1925] Ch.362.

107 *IRC v. City of Glasgow Police Athletic Association* [1953] A.C.380.

108 Charities Act 2006, s.2 (4)(a).

109 *Ibid.*, s.2 (4)(b). さらに、同項(c)は、(b)によって認められる「類似・同様の目的」に類似し、または、同様の精神に基づくとみなすのが合理的な目的も、公益目的となると規定する。

110 *Construction Industry Training Board v. Att-Gen* [1971] 1 W.L.R.1303.

111 *IRC v. Yorkshire Agricultural Society* [1928] 1 K.B.611.

資の供与を通じて農場主を援助する信託は、その公益性が否定された¹¹²。すなわち、ある産業全体ではなく、特定の企業や個人の利益を図る目的の信託については、その公益性が否定される¹¹³。イギリスの公益信託法は、営利事業の振興それ自体を公益目的の枠外には置いていないことに注意すべきである¹¹⁴。

VII おわりに

以上において、イギリス法のもとでの公益信託における公益概念について考察した。この考察を通じて、気づくことは、次の2点である。

まず、第一に、公益概念が、時代とともに大きく変化してきた、という事実である。夜警国家から、現代の福祉国家へ大きく変貌を遂げたイギリスにおいて、政府の果たすべき役割の増大と相俟って、私的スキームとしての公益信託における公益概念の多様化現象が見られる。わが国においても、同様の立法的配慮が必要であり、それは、今般の公益法人認定法の制定によって、法人制度の分野において、ある程度実現されたと評すべきであろう。

第二に、2006年公益法が改めて明示的に規定した公益性の要件であるが、その核心たる「公の利益」の概念は、依然曖昧であり、恣意が入り込みやすい印象を受ける。本質的に、租税面の特典等を付与しうるだけの公益性があるか否かの判断は、きわめて政策的なものであり、司法判断に委ねるよりも、本来、できうる限り、立法によって規定されるほうが望ましいと言えるであろう。今後のわが国における公益法人の公益性認定に関する議論、および、公益信託に関する立法論においても、この点は、留意されるべきであろう。

112 Hadaway v. Hadaway [1955] 1 W.L.R.16.

113 Pearce & Stevens, *supra*, note 38 at p.514.

114 See Charity Commission, *Commentary on the Descriptions of Charitable Purposes in the Draft Charity Bill*, December 2005.